

# 山形県青少年育成県民会議規約

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会議は、山形県青少年育成県民会議（以下「会議」という。）と称する。

(事務所)

第2条 この会議の事務所は、山形市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この会議は、青少年問題のもつ重要性に鑑み、広く県民の総意を結集し、次代を担う青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 この会議は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 青少年がその誇りと責任についての自覚を高めるための諸活動
- (2) 健全な青少年団体及びグループの育成を図り、すべての青少年がこれに参加することを奨励するための諸活動
- (3) 勤労青少年の教育、福祉対策を進め、その生活条件等の改善を促進するための諸活動
- (4) 体育及びレクリエーションを奨励するための諸活動
- (5) 健全育成施設の整備を促進するための諸活動
- (6) 家庭教育、学校教育、社会教育等の緊密な連携を図るための諸活動
- (7) 家庭の健全化を図るための諸活動
- (8) 青少年非行防止のための諸活動
- (9) 社会環境の浄化を図るための諸活動
- (10) その他この会議の目的を達成するために必要な事項

## 第3章 組織及び機関

(組 織)

第5条 この会議は、この会議の趣旨に賛同する個人及び青少年関係団体、企業並びに関係機関をもって構成する。

2 会員を分けて次の四種とし、会員は次に掲げる会費を納入するものとする。

- |          |    |                      |
|----------|----|----------------------|
| (1) 個人会員 | 会費 | 年額一口 1,000 円以上納める個人  |
| (2) 団体会員 | 会費 | 年額一口 1,000 円以上納める団体  |
| (3) 賛助会員 | 会費 | 年額一口 5,000 円以上納めるもの  |
| (4) 特別会員 | 会費 | 年額一口 30,000 円以上納めるもの |

(加入及び退会)

- 第6条 この会議に入会しようとするものは入会届を提出するものとし、入会届を受理された日から会員の資格を得る。
- 2 この会議から退会しようとするものは、理由を付して退会届を提出するものとし、退会届を受理された日より会員の資格を失う。

(機 関)

- 第7条 この会議に次の機関を置く。
- (1) 総 会
- (2) 理 事 会
- (3) 常任理事会

(総 会)

- 第8条 総会は、この会議の最高議決機関であって、全会員をもって構成する。
- 2 総会は、毎年1回以上会長が招集し、次の事項を議決する。
- (1) 事業計画及び事業報告
- (2) 予算及び決算
- (3) 理事及び監事の選任
- (4) 常任理事の選任
- (5) その他総会が必要と認めた事項
- 3 会長は、総会の議長となる。

(理事会)

- 第9条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、次の事項を処理する。
- (1) この会議の企画及び運営
- (2) 総会から委任を受けた事項
- 2 理事会は、会長が招集する。
- 3 会長は、理事会の議長となる。

(常任理事会)

- 第9条の2 常任理事会は、会長、副会長及び常任理事をもって構成し、本会議の事業を執行する。
- 2 常任理事会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 会長は、常任理事会の議長となる。

(部 会)

- 第10条 理事会は、必要に応じ、部会を置くことができる。
- 2 部会に、部会長、副部会長及び部員を置き、会長が指名する。
- 3 部会は、理事会から付託された特定の事項について、調査、研究するものとする。
- 4 部会は、部会長が招集する。
- 5 部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(表 決)

第 11 条 第 7 条の機関の議事は、出席者の過半数の同意を得て決する。可否同数のときは議長が決するところによる。

## 第 4 章 役 員

(役 員)

第 12 条 この会議に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 5 名
- (3) 常任理事 理事の中から 10 名以内
- (4) 理 事 30 名以内
- (5) 監 事 2 名

(役員の仕事)

第 13 条 会長は、この会議の業務を総理し、この会議を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長があらかじめ指名した順序に従ってその職務を代行する。
- 3 常任理事は、第 9 条の 2 に定めるところにより、その職務を行う。
- 4 理事は、第 9 条に定めるところにより、その職務を行う。
- 5 監事は、会計及び会務執行の状況を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員を選任)

第 14 条 役員は、総会において選任する。ただし、欠員が生じたときは、理事会または常任理事会において選任し、次の総会において承認を求めるものとする。

- 2 監事は、他の役員と兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第 15 条 役員の仕事は、2 年とし、再任を妨げない。

- 2 補充による役員の仕事は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その仕事が終わった後においても、後任者が就任するまではその職務を行う。

## 第 5 章 顧問及び事務局

(顧 問)

第 16 条 この会議に顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、総会の同意を得て学識経験者の中から会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ、又は会長に対して意見を述べることができる。

(事務局)

第 17 条 この会議の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局の職員は、会長が任免する。
- 3 事務局の職員に関し、必要な事項は別に定める。

## 第6章 会 計

(会計年度)

第18条 この会議の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経 費)

第19条 この会議に要する経費は、会費並びに補助金その他の収入をもって充てる。

## 第7章 規約の改正並びに解散

(規約の改正)

第20条 この規約は総会において出席者の4分の3以上の同意を得て改正することができる。

(解 散)

第21条 この会議は総会において会員の2分の1以上が出席し、出席者の4分の3以上の同意を得て解散することができる。

## 第8章 補 則

(施行細則)

第22条 この規約の施行について必要な細則は理事会が定める。

(施行期日)

第23条 この規約は、昭和41年12月10日から施行する。

(施行期日)

この規約は、昭和49年6月1日から施行する。

(施行期日)

この規約は、昭和51年6月5日から施行する。

(施行期日)

この規約は、昭和54年5月31日から施行する。

(施行期日)

この規約は、昭和57年6月8日から施行する。

(施行期日)

この規約は、昭和59年6月7日から施行する。

(施行期日)

この規約は、昭和63年6月10日から施行する。

(施行期日)

この規約は、平成11年5月28日から施行する。

(施行期日)

この規約は、平成13年5月23日から施行する。

(施行期日)

この規約は、平成16年5月29日から施行する。

(施行期日)

この規約は、平成18年5月26日から施行する。

(施行期日)

この規約は、平成22年5月27日から施行する。

(施行期日)

この規約は、平成30年5月29日から施行する。

## 山形県青少年育成県民会議運営細則

### (目 的)

第1条 この運営細則は、山形県青少年育成県民会議（以下「会議」という。）規約（以下「規約」という。）第10条第5項、第17条第3項及び第22条の規定に基づき、この会議の運営に必要な事項を定める。

### (入 会)

第2条 規約第6条第1項の規定による入会届の提出は、入会申込書（様式第1号）によって行うものとする。

### (退 会)

第3条 規約第6条第2項の規定による退会届の提出は、退会届（様式第2号）によって行うものとする。

2 規約第5条第2項に規定する会費を3年間継続して納入しない会員は、退会したとみなす。

### (部 会)

第4条 規約第10条第5項に規定する部会の運営は、次のとおりとする。

2 部会長は、その部会の活動を掌握し、その経過及び結果を理事会に報告するものとする。

3 部会長は、必要があると認めるときは、部会を構成する以外の者にその部会への出席を求め、意見を聴くことができる。

4 部副会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代行する。

### (事務局)

第5条 規約第17条に規定する事務局は、次の職員をもって構成する。

(1) 事務局長 1名

(2) 事務局次長 2名

(3) 参事 若干名

(4) 業務推進員 若干名

2 職員の任免、給与、分限、懲戒、服務、その他身分の取扱いに関しては、会長が別に定める。

### (事務局の職務)

第6条 事務局長は、事務局を代表し、会長の命を受けて事務を総理し、事務局員を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長不在の場合はこれを代理する。

3 参事及び業務推進員は、事務局長の命を受けて、事務を処理する。

### (事務局長の専決事項)

第7条 次に掲げる事項は、事務局長が専決する。

(1) 規約第8条及び第9条並びに第10条に定める庶務に関する事項

(2) 規約第19条に定める収入に関する事項

(3) 支払いに関する事項

- (4) 事務局員の出張命令に関する事項
- (5) 事務局員の休暇の承認に関する事項
- (6) 事務局員の時間外勤務及び休日勤務に関する事項
- (7) その他軽易な事務処理に関する事項

(会 計)

第8条 本会議の会計は、次のとおりとする。

- (1) 一般会計
  - (2) 特別会計
- 2 前項第1項にいう一般会計とは、特別会計以外の収入と支出を経理する会計をいう。
- 3 第1項第2号にいう特別会計とは、特別事業積立金に係る収入と支出を経理する会計をいう。

(施行期日)

第9条 この運営細則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

(附 則)

- この運営細則は、昭和60年7月18日から施行する。
- この運営細則は、平成13年5月23日から施行する。
- この運営細則は、平成16年5月29日から施行する。
- この運営細則は、平成22年5月27日から施行する。
- この運営細則は、平成28年4月1日から施行する。
- この運営細則は、平成30年4月1日から施行する。

(様式第1号)

山形県青少年育成県民会議入会申込書

会員区分	個人・団体・賛助・特別
会費	金 円也 ( 口)
住所 (所在地)	(郵便番号 電話 )
氏名 (名称)	

山形県青少年育成県民会議の趣旨及び目的に賛同し、上記により入会します。

平成 年 月 日

山形県青少年育成県民会議会長 殿

(様式第2号)

退会届

このたび、都合により退会したいので届け出ます。

平成 年 月 日

住所 (所在地)

氏名 (名称)

山形県青少年育成県民会議会長 殿